

許番可号 第04500032701号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7

氏 名 有限会社 久米産業 代表取締役 有本 英輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 令和4年11月10日

許可の有効年月日 令和9年11月9日

1 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え・保管の有無 なし

### 産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、木くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、繊維くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、動植物性残さ、動物性固形不要物、ゴムくず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上17種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5 積替え許可の有無 有  無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有  無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成29年11月10日 第04500032701号 令和3年11月26日	新規許可  変更届：制度改正に伴う取扱品目「汚泥」への石綿含有産業 廃棄物の追加
令和4年11月10日 第04500032701号	更新許可  以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 岡山県久米郡美咲町休石480-6 電話番号：0868-62-2275

[事業場] 岡山県久米郡美咲町藤原字下原ラ字下毛原381-1、381-4、  
381-8

岡山県久米郡美咲町藤原字清水1376-2、1376-3

電話番号：090-5701-5563

2 特記事項

① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）を遵守すること。

② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム(<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>)で情報提供を行っている。